

<目的外使用について>

大阪市区役所附設会館は、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする施設(行政財産)であり、原則として施設の目的外である広告の掲示や物品の販売などの用途に使用することはできません。

ただし、指定管理者等からの申請に基づき、施設の設置目的を損なわないことを条件に、その使用について許可を与えることができます。

使用許可を受けた場合は、財産条例に基づいて算出した使用料を大阪市に支払う必要があります。なお、使用料については、今後改正されることがあります。

(参考)

現在の指定管理者等に対する目的外使用許可(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【大阪市立港区民センター】

申請者：コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

設置物：飲料水自動販売機 1台

使用料：【土地使用料】822,096円/年

【大阪市立港近隣センター】

申請者：株式会社P S ビバレッジ

設置物：飲料水自動販売機 1台

使用料：【土地使用料】60,126円/年

その他必要経費等：自動販売機の設置・撤去にかかる費用及び電気料金は設置事業者の負担。設置事業者は自動販売機の設置と同時に電力消費量の測定に必要な電力量計(メータ)を自らの負担において取り付けるものとする。